

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～化学物質の危険性等を記載した文書を請負人に交付しなかった疑い～

名古屋北労働基準監督署（署長 橋本 享）は、令和8年3月3日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

王子製紙株式会社ほか2名

（所在地：東京都中央区銀座 事業内容：パルプ・紙・紙加工品製造業）

2. 被疑条文

労働安全衛生法第31条の2（注文者の講ずべき措置）

労働安全衛生規則第662条の4第1項（文書の交付等）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3. 災害の概要

令和7年6月14日、王子製紙株式会社春日井工場において、協力会社の労働者5名が酸化カルシウムの撤去作業を行っていたところ、当該労働者5名のうち4名が皮膚に付着した酸化カルシウムと水分（汗や雨）が反応し、化学熱傷を負うという労働災害が発生した。

4. 被疑内容

労働安全衛生法では、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため、当該物の危険性及び有害性等について記載した文書を請負人に交付しなければならないと規定しているが、被疑者は、法定事項について記載した文書を請負人に交付しなかった疑いがあるもの。

5. 関係法条文

○労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）

（注文者の講ずべき措置）

第 31 条の 2 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（罰則）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者（第二号、第三号、第四号 略）

（罰則）

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号）

（文書の交付等）

第六百六十二条の四 法第三十一条の二の注文者（その仕事を他の者から請け負わないで注文している者に限る。）は、次の事項を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。）を作成し、これをその請負人に交付しなければならない。

- 一 法第三十一条の二に規定する物の危険性及び有害性
- 二 当該仕事の作業において注意すべき安全又は衛生に関する事項
- 三 当該仕事の作業について講じた安全又は衛生を確保するための措置
- 四 当該物の流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

（第二項、第三項 略）